

<対策のポイント>
豪雨や地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、**令和6年能登半島地震・豪雨からの早期復旧に加え、地震の教訓を踏まえた津波避難路を保全する治山対策の強化等**を図るとともに、**豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の実施など、国土強靱化に向けた取組を推進**します。

<事業目標>
周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約58.1千集落〔令和5年度〕→約60.5千集落〔令和10年度〕）

<事業の内容>	<事業イメージ>
1. <u>令和6年能登半島地震・豪雨で発生した山地災害からの早期復旧</u> 災害復旧事業に引き続き、大規模な崩壊地を面的に復旧するため、民有林直轄治山事業等による集中的な復旧整備を実施します。 2. <u>令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた治山対策の推進</u> ① 多数の治山・地すべり防止施設の調査・点検が必要になったことを踏まえ、激甚災害に見舞われた地域において緊急的に実施する施設点検等を新たに支援します。 ② 既存の治山施設の被災を伴う山地災害が多発したことを踏まえ、施設の復旧と崩壊地の復旧を一体的に進めるための支援メニューを追加します。 ③ 津波避難路を保全するための予防治山対策を強化します。 3. <u>豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の実施</u> 豪雨の激化を踏まえ、山地災害危険地区で発生した山火事跡地における防災林の造成と併せた治山施設の設置に係る支援を強化します。 ※ このほか、土石流に対応した治山ダム等に異常堆積した土石や流木の緊急除去を、治山施設災害復旧事業で実施可能にします。 <事業の流れ> 国 → 1/2等 → 都道府県 ※ 国有林及び民有林の一部においては、直轄で実施	○能登半島地震の教訓を踏まえた治山対策の推進  能登半島地震で発生した多数の山腹崩壊  激甚災害後の治山施設の点検支援  津波避難路 津波避難路となっている山地の被災  予防治山対策箇所 津波避難路 予防治山対策による津波避難路の保全 ○豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の実施  森林の機能が低下した山火事跡地  治山ダムに異常堆積した土石・流木の除去 【お問い合わせ先】 林野庁治山課（03-6744-2308）